

島本町教育委員会 会議録（平成31年第4回 臨時会）

日 時	平成31年3月25日（月） 午前9時30分～午前11時10分
場 所	島本町役場 3階 委員会室
出 席 者	持田学教育長、藤田正隆教育委員、西山洋子教育委員、森田美佐教育委員 岡本泰三部長、安藤鎌吾次長兼教育総務課長、川畑幸也次長兼子育て支援課長 （教育総務課）島本恵子主査、中谷明夫主査 （教育推進課）川口直樹課長 （子育て支援課） （生涯学習課）南田篤志課長、大柴一浩主幹兼図書館長、浦上隆志参事
委 員 及 び 事 務 局 職 員	
欠 席 者	高岡理恵教育委員
委 員	
議 題 及 び 議 事 の 趣 旨	第 8 号議案 島本町保育所条例施行規則の一部改正について 第 9 号議案 島本町立学校等文書取扱規程の一部改正について 第10号議案 平成30年度教育費補正予算（案）について 第11号議案 平成31年度教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項（案）について 第12号議案 島本町いじめ等対策委員会委員の委嘱について 第13号議案 島本町子ども・子育て会議委員の委嘱について 第14号議案 島本町社会教育委員の委嘱について 第15号議案 島本町文化推進委員会委員の委嘱について 第16号議案 島本町青少年指導員の委嘱について 第 3 号報告 平成30年度全国体力・運動体力、運動習慣等調査結果の公表について 第 4 号報告 児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度の協定について 第 5 号報告 平成30年度大阪府中学生チャレンジテスト（中学1、2年生）の結果の公表について 第 6 号報告 平成30年度春季休業日中における児童生徒の指導について 第17号議案 事務局職員人事について 第 7 号報告 教職員（一般職）人事の臨時代理について
議 決 事 項	第8号議案、第9号議案、第10号議案、第11号議案、第12号議案、第13号議案、第14号議案、第15号議案、第16号議案、第17号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者 3名

教育長

本日、高岡教育委員から、島本町教育委員会会議規則第3条第3項の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、出席者は4名です。

定足数を満たしておりますので、平成31年第4回教育委員会臨時会を開会いたします。

お諮りします。会議録署名委員は島本町教育委員会会議規則第17条の規定により、藤田教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、会議録署名委員は、藤田教育委員に決定いたしました。

よろしく願いいたします。

第8号議案「島本町保育所条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

次長兼子育て支援課長 第8号議案「島本町保育所条例施行規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

これまでの町立保育所につきましては、管理職として所長を1名、その補佐として主任を配置しておりました。幼稚園の場合は園長及び教頭が管理職であり、幼稚園と整合性を高めていくため、保育所についても、所長を補佐し、事故あるときはその職務を代理するということで、所長の次に副所長を今回新たに位置付けたものでございます。

5ページの新旧対照表をご覧ください。まず、第4条を、所長と主任の間に副所長を配置するよう改め、第5条として、副所長の職務を追加するとともに、4月1日からは、副所長1名を追加し、所長、副所長を管理職とし、主任については、これまでどおり管理職ではなく副所長の次に配置するという体制でまいりたいと考えております。

以上説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜われますようお願いいたします。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

教育委員

副所長を置くメリット面をご説明ください。主任は管理職ではないということですが、今までも管理職ではない職員の方が所長を補佐されていたのでしょうか。

次長兼子育て支援課長 今まで、保育所においては、所長は管理職ということで全体の管理を行い、主任といたしましては、管理職ではないですけれども所長を補佐しておりました。従来であれば、保育所の認可定員が、第二保育所が120人、第四保育所に150人ということで、7～8割程度の入所率でありましたが、今や認可定員を大きく超えまして、第四保育所につきましては、年度末には、210人～220人程度入所しており、相当マンモスな園の体制になっております。主任については、補佐するという立場にかかわらず、非常に職責として重たいというような状態がここ数年続いておりましたので、重たい職責については一定手当を用意しながら配置を図ってまいるということが、副所長を配置するメリットでございます。

また、今までは管理職ではない主任が所長に続く存在として、園の運営の補佐的な形でありましたが、同じ部局であるにもかかわらず、幼稚園の体制と異なっていたということで、こういった役割、副所長を与えたということでございます。主任につきましては、今まで同様、管理職ではないですが、副所長と同様な役割を果たしていただく、という認識でございます。

教育長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

第9号議案「島本町立学校等文書取扱規程の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

次長兼教育総務課長 それでは、第9号議案「島本町立学校等文書取扱規程の一部改正について」ご説明させていただきます。

議案資料をご覧ください。まず改正理由でございますけれども、先ほどの第8号議案でご審議いただきましたとおり、平成31年度

から保育所に新たに副所長を置くことにともない、所要の改正を行うものでございます。これまで保育所では学校、幼稚園における教頭にあたる役職の方がおらず、文書の取扱いに関しては全て所長の事務となっております。平成31年度から新たに副所長を置くことで、学校、幼稚園においては教頭先生が取扱う文書の事務に関して副所長の事務とするものでございます。

それでは改正内容につきまして新旧対照表を基にご説明申し上げます。第3条第9項、第9条の第1項、第10条、第17条第2項、第19条第1項、第31条第1項及び第4項、第32条並びに第36条第2項及び第3項につきましては、学校及び幼稚園において教頭が関わるものとする文書取扱事務について、これを保育所においては副所長が関わるものとするため、保育所長を副所長に改めるものでございます。

続きまして様式の第2号その3、様式の第2号その6、様式第3その3につきましては、保育所用の起案用紙、及び簡易処理用の決裁欄に副所長の欄を新たに設けるものとして、定めるものでございます。

また、第6条の第1項、第2項につきましては文言整理をさせていただいております。最後に施行期日につきましては平成31年4月1日でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願いいたします。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

第10号議案「平成30年度教育費補正予算（案）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

次長兼教育総務課長

それでは、第10号議案「平成30年度教育費補正予算（案）について」ご説明申しあげます。本議案は、3月27日に開催される2月定例会議の後半に提出予定のものでございます。

第10号議案資料「平成30年度 教育費補正予算総括表」の1ページをご覧ください。まず、教育費についてご説明いたします。歳入でございます。

款) 国庫支出金、項) 国庫補助金、目) 教育費国庫補助金の809万3千円の増額につきましては、国の第二次補正予算において、第三小学校A棟建替工事のうち不適格改築分の交付金が内定したことによるものでございます。なお、本工事は、平成31年度から平成33年度まで実施予定でございますが、31年度の出来高見込み分の歳入額を計上したものでございます。

続きまして、歳出でございます。

款) 教育費、項) 小学校費、目) 学校管理費の2753万9千円増額でございます。

この内、需用費の光熱水費の電気使用料240万円及びガス使用料110万円の増額は、光熱水費に予算不足が生じたため補正するものでございます。

工事請負費2403万9千円の増額は、国の第二次補正予算において、第三小学校A棟建替工事のうち不適格改築分の交付金が内定したことに伴い、交付金配分基礎額と同額の工事費を計上するものでございます。つまり、歳入の教育費国庫補助金でご説明いたしましたとおり、本工事は、平成31年度から平成33年度までで実施予定で、平成31年度の交付金対象額を計上したものでございます。

2ページをご覧ください。

教育費の繰越明許費として第三小学校A棟建替工事2403万9千円を設定しています。これは、本年度の国の補正予算において、翌年度着手予定の本工事が交付対象となったため、本年度中に予算計上し繰り越すものでございます。

民生費の繰越明許費として第二保育所本館便所改修工事774

万3千円を設定しています。これは、契約業者からの申し出により契約解除したため、年度内に工事が完了しないため繰り越すものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜わりますようお願いいたします。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

教育委員

歳出の電気、ガスの使用量が予算不足で増額とのことですが、増額の理由は何ですか。

次長兼教育総務課長

第一小学校で夏場と冬場に漏水が発生しておりました。光熱水費につきましては、4つの小学校分のすべての電気代、水道代、ガス代の支出をする費目となっております。トータルでの支払額が足りなくなってきており、水道の納期限が早いことから、先に電気代、ガス代のほうで支払いをさせていただいて、足らずの分を電気代、ガス代を今後の見込み額として予算計上させていただいております。

教育長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

第11号議案「平成31年度教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項(案)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

次長兼教育総務課長

それでは、第11号議案「平成31年度教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項(案)について」ご説明申しあげます。

この重点目標につきましては、効果的な教育行政を推進し、住民への説明責任を果たすため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び

執行の状況について、点検及び評価を行うこととなっておりますことから、その基礎となる目標として設定するものでございます。

これまでの流れにつきましては、まず各課にて目標設定作業を行い、その後、教育委員会事務局で素案を作成いたしました。その後、作成した素案を、教育委員の皆様方をはじめ、各学校長、幼稚園長・保育所長・学童保育室長及び教育センター所長にも配布し、ご意見やご質問をいただいたうえで、今回資料として添付しております「平成31年度 教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項(案)」を作成いたしました。

お配りした案について、修正箇所をわかりやすくするために、素案からの変更点につきましては赤字で記載しております。

今後の流れとしましては、本日ご可決いただきました後、関係機関に対して配布するとともに、ホームページ及び文化情報コーナーで公表いたします。

また、教育委員会の点検評価の際にご意見をいただいた学識経験者の方にも参考配布する予定でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜わりますようお願いいたします。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

教育委員

赤字修正していただいたのと、要望についての詳しい説明も注釈で入れていただき、とてもわかりやすいと思っております。

教育長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

第12号議案「島本町いじめ等対策委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

それでは、第12号議案「島本町いじめ等対策委員会委員の委嘱について」ご説明申しあげます。

本議案は平成30年4月に改訂いたしました「島本町いじめ等防止基本方針」に則り、「平成31年度島本町いじめ等対策委員会」に必要な委員の委嘱をお願いするものです。本委員会は町立小中学校における、いじめ等の実態把握や、有効な対策等を検討することのほか、重篤ないじめ事案が発生した際、客観的な事実関係の調査が必要とされる場合に調査主体となる組織となります。

委員の選任にあたりましては、専門的な知識、経験を有する方で、委員の公平性及び中立性を保つという観点に立ち、弁護士、医師、退職校長、臨床心理士、社会福祉士に委嘱を打診し承諾をいただいています。なお、昨年度お願いした方々に委員を依頼させていただいております。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご可決賜わりますようお願いいたします。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

教育委員

この5人の方全員が、引き続き来年度も担当するということですか。

教育推進課参事

おっしゃる通りでございます。

教育委員

委員会は年に何回ほど開催されていますか。

教育推進課参事

定例では年1回でございますが、重大事案やいじめの対象事案が起こった際は、即時開催いたします。

教育委員

いじめ等とのことですが、いじめ以外にも取り扱うことがあるのですか。

教育推進課参事

学校を長期欠席のお子さんが、いじめを起因とする可能性もあるということで、等と加えております。

教育委員

等、は必要なのですか。

教育推進課参事

いじめとして認知された後ではなく、いじめが疑われる時点で本

委員会を招集いたしますので、等、を入れております。

教育委員

いじめを含めた可能性であって、いじめ以外の話では動かない、ということですね。

教育推進課参事

おっしゃる通りでございます。

教育委員

いじめの事案が発生した場合に、どのような形でキャッチアップしているのか、フローを教えてください。

教育推進課参事

フローについては町の基本方針に示しております。事案が発生した際、各学校の中で定期的開催されている生徒指導会議において、担任だけでなく、各学校関係者、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを含めて、協議をいたします。その中で重大事案、例えば年間30日以上を目安に欠席を余儀なくされる場合、いじめにより転校等を余儀なくされる場合、自殺をおこした場合、金品等の重大な被害を被った場合、といった重大事案に対しまして、調査主体は各学校ですが、学校だけでは調査ができない、第三者が必要な場合にこの対策委員会を開きまして、その中で協議をして調査を進める、といった形でございます。

教育長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

第13号議案「島本町子ども・子育て会議委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

次長兼子育て支援課長

第13号議案「島本町子ども・子育て会議委員の委嘱について」ご説明申しあげます。参考資料として委嘱候補者の名簿でございます。

この子ども・子育て会議委員につきましては、その職務といたし

まして、子ども・子育て支援法に記載のある支援に関する重要な施策の進捗管理や調査について、意見、具申を教育委員会に行うこと、また、保育所の設置に当たり、認可等に対する意見を町長、教育委員会に対して述べること、というのが主な役割となっております。3月末に、現在の任期が2年間を超えますので、全ての委員10名につきまして、委嘱ということで、今回掲載させていただいております。

10名の名簿の中で10年間経っておられる方につきましてご説明いたします。まず1番の浦田雅夫氏についてでございます。京都造形芸術大学芸術学部こども芸術学科教授で、大学の先生になられる以前につきましては、市役所等において家庭児童相談にあたられるケースワーカーの職をされておりました。虐待事案は非常に全国的に多くなってきておりますので、そういった見地からもご意見いただけるのではないかと考えております。

4番の柳珠希氏、5番の吉崎利恵氏でございます。この2名につきましては、一般の公募ということで、18歳までの子どもさんを現在養育しておられるということと、公募に当たって提出いただいた「子育て支援に関して」という作文の内容から、本町におきます公募委員選定委員会の中で、内容等、実現性等いろんな項目からチェックさせていただいて、この両者について適当であるということで、今回選任いたしました。

6番の小山登氏でございます。現在島本町商工会の会長をされておまして、公認会計士でございます。この子ども・子育て会議につきましては、保育所の認可に当たりましての事務を行いますので、専門的な見地からご意見いただけたらと思っております。

7番の濱由紀氏でございます。連合島本地区連絡会島本町教職員組合副委員長で、第四小学校において教員をされております。これまでも、労働者を代表するものということで、教職員組合の中で学校で教員をされておられる方を選出いただいております。

9番の大森弘子氏でございます。学校法人山崎学園山崎幼稚園副園長でございます。この4月からは園長に就任予定でございます。本町で大規模園、保育所につきましては、8番の高浜学園園長、大規模な私立の幼稚園につきましては、9番の山崎幼稚園園長から出



が出席されている、ということであります。

教育長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

第14号議案「島本町社会教育委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

生涯学習課長

それでは、第14号議案「島本町社会教育委員の委嘱について」ご説明させていただきます。

議案資料をご覧ください。委嘱候補者は、名簿10番の竹田恵子様でございます。

社会教育委員の定数につきましては、島本町社会教育委員設置条例第3条により、「10名以内とする。」と規定されております。また、任期につきましては、同条例第4条により、「2年とする。ただし、補欠の社会教育委員の任期は、前任者の残任期間とする」と規定されております。

同委員につきましては、去る平成30年9月30日付けで、委員1名が解嘱となり、10月1日以降、委員数は9名となっております。

解嘱となった委員が公募委員であったことから、今般、島本町公募委員選考要綱に基づき、選考手続きを進め、去る、平成31年3月19日に開催されました島本町公募委員選考委員会における審査の結果、竹田恵子様は公募委員として望ましい旨の報告を受けたものでございます。

任期は、前任者の残任期間のうち、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間となっております。

以上、大変簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長                   これより、本案に対する質疑を行います。

                          質問のある方は挙手願います。

教育委員               10番の方について、公募の方法、応募者数及びどういう選定基準でこの方になったのですか。

生涯学習課課長       広報しまもと、町ホームページの掲載でアナウンスを行ったところ、応募者は2名ございました。選考の過程ですけれども、作文を提出していただいております、これの中身、また応募申込書に書かれていました経歴等から、選考委員会におきまして選定されたものでございます。

教育長                   他にございませんか。

                          (「なし」の声あり)

教育長                   ないようでございますので、質疑を終結いたします。

                          これより本案に対する討論を行います。

                          (「なし」の声あり)

教育長                   ないようでございますので、討論を終結いたします。

                          それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

                          (「異議なし」の声あり)

教育長                   ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

                          第15号議案「島本町文化推進委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

生涯学習課課長       それでは、第15号議案「島本町文化推進委員会委員の委嘱について」ご説明させていただきます。議案資料をご覧ください。

                          現在委嘱しております委員各位につきましては、平成31年3月31日をもって、任期満了を迎えることから、改めて委嘱を行うものでございます。任期は、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間となっております。

                          それでは、委嘱候補者のうち、新任の方について、ご説明させていただきます。





結果の公表について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

それでは、第3号報告「平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の公表について」ご説明させていただきます。

小学校5年生男女、中学校2年生男女で行われました、平成30年度の全国体力運動能力、運動習慣調査における、島本町の分析結果をご説明申し上げます。

平成30年度の調査におきましても、小学校5年生、中学校2年生共に、例年と大きく変わらない、ほぼ同様の結果が出ております。

まず小学校5年生男子ですが、握力やソフトボール投げといった腕の力や、50m走や反復横跳びといった脚力に関する項目は、全国平均や府の平均を大きく上回っています。

しかし、上体起こしや長座体前屈といった柔軟性を図る項目では全国平均、府平均を下回っており、柔軟性に課題が見て取れます。

次に女子です。女子は50m走で全国と府の平均を上回っておりますが、そのほかの項目は全国や府の平均とほぼ同じか下回っています。運動習慣調査において、「運動が好き」と回答した男子は71.1%となっておりますが、女子は52.8%となっております。

運動することが楽しいと思える授業づくり、家庭での過ごし方の改善や環境整備が求められます。

次に中学校2年生ですが、男女ともに全国平均や府の平均を大きく下回る項目はありませんでした。中学校では部活動の所属率も高く、部活動が生徒の体力向上の一翼を支えているとも言えます。課題としては、男女ともに、立ち幅跳び等の瞬発力系筋力の強化と、男子の柔軟性があげられます。

また中学校では、運動を通じて、体力の向上はもとより、スポーツが持つ公平性や感動体験にも焦点を当て、平成32年度の五輪等にも関連して授業を構築していただければと考えます。

なお、本調査結果につきましては、内容についてのご承認を得たのち、地区保護者への説明責任を果たしてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

教育委員 中学校においては運動が好き、保健体育の授業が楽しいとの子ども達がとても多く、素晴らしいことだと思っております。

教育長 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長 ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

第4号報告「児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度の協定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事 それでは、第4号報告「児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度の協定について」ご報告申しあげます。

青少年の非行問題が多様化、深刻化している現状を踏まえ、警察と学校がそれぞれの役割を果たしつつ、連携を強化し、児童生徒の健全育成を効果的に推進するため、平成31年3月7日付で島本町教育委員会と大阪府警察本部との間で「児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度の協定書」の通り、大阪府警察と本制度に関わる協定を締結いたしました。

基本原則といたしまして、本制度は教育的配慮のもとに運営されるものであり、学校等が大阪府警察本部及び大阪府内の警察署に情報提供するにあたっては、緊急事案の場合を除いて、事前に学校で十分な指導の積み重ねがされ、保護者との連携が試みられた事が原点になります。

警察署等との連携は、あくまでも学校において指導を行っているにもかかわらず、十分な効果をあげることが困難である場合で、警察署等との協力が、児童・生徒の非行及び犯罪被害の防止、健全な育成のために必要であると、教育委員会との協議のうえ認められた場合に限られます。また、学校等は、警察署などから收拾した情報をもって、当該児童・生徒に対し、不利益になる取り扱いをすることなく、対象事案に関係する児童・生徒が、健全な学校生活を送ることができるよう、保護者や警察署との連携のもとで、継続的な指導、支援を行うものとします。

本制度による連絡は法令等に基づき、警察署への通報や捜査協力、日常的な学校との警察署等の情報交換、相談とは明確に区別し、制

度の主旨に則して運用するものいたします。また、学校における児童・生徒の問題解決にあたっては、教育的な解決に努めるとともに、本協定を実施するうえで取り扱う個人情報を適切に管理し、個人情報の保護を図るために、児童・生徒の健全育成に関する、警察と学校との総合連絡制度の協定に基づく連絡の実施に関わるガイドラインに基づき、運用してまいります。また、本協定の締結につきましては、平成31年3月8日付にて各学校長に対し通知し、3月20日に開催いたしました定例校長会で詳細について通知した次第です。

以上、簡単ではございますが、報告を終わらせていただきます。

教育長

ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

教育委員

警察と協定を締結されたことに異論はないのですが、少年事件の弁護人付き添いを経験しており、警察というところは治安維持的な発想が強く、青少年の保護、育成という発想に希薄ではないか、という感想を持っております。そういうことも含めて、このペーパーにもありますように、「教育的な解決に向けて最大限行うことを基本とし、本協定における警察との連携は必要最小限にする、という点を徹底していただきたいです。

教育推進課参事

この協定につきましては、学校教育における指導の範囲を超える対応困難な事案でありまして、学校と警察署との連携が特に必要と認められる場合に限られますので、その点は十分留意して運用してまいりたいと思っております。

教育長

他にございませんか。

教育委員

締結の協定書が結ばれること的前提になっております個人情報保護審議委員会にも関わっておりまして、そちらの会議に出席したのですが、その委員会でも個人情報の取り扱いについては重々注意を払うようにというご意見がございました。教育委員会と学校と両方で個人情報が存在し、双方で管理するという事なので、必ず施錠のあるところで保管することと、緊急の場合、基本的には教育委員会を通して指示を仰ぐ形になることとありますが、緊急を要し、命に関わることであれば、教育委員会に連絡、指示を仰ぐことが事後になる事例もあるのではないかと、という個人情報保護審議委員会からの質問もご

ございましたので、そちらのほうも留意していただきたいと思っております。また、個人情報保護審議委員会では教育委員会からガイドラインを示していただいております、教育推進課長から資料のご提示がありましたのでその点もお話しいただければと思います。

教育推進課課長

ガイドラインにつきましては、審議委員会の時には参考資料としてお示しさせていただきました。このガイドラインをもってそれぞれ運用するものについては公開をしていく予定ではあります。学校におきましては、運用する側にありますので、今後についてどのあたりまで公表するかは、協議しながら進めたいと思っております。児童生徒が、万が一、島本町以外のところで何か事案があって拘束をされた場合、その情報というのが一切教育委員会あるいは学校には入ってこない状態です。保護者からの連絡があれば取り扱えますが、警察の方から情報提供する義務がありませんので、拘束では連絡がないという状態です。そういったものを含めて今後すみやかに児童の安否確認を含め情報をいただけるというか協議できるということも協定に含まれております。安易に児童生徒の情報共有という協定ではございません。おっしゃっていただきましたように、必要最小限の情報ですすめてまいりたいと思っております。

教育長

大阪府内で教育委員会の締結の状況と個人情報保護審議委員会の意見で最終的なものは何を受けたかを教えてください。

教育推進課参事

大阪府内の締結の状況でございますが、未締結は残り5市町村と聞いております。

教育推進課課長

個人情報保護審議委員会では、児童生徒における個人情報の取り扱いに注意することと、文書についての取り扱いも管理を厳密に行うという答申をいただいております。

教育長

他にございませんか。

教育委員

他府県で児童生徒が拘束された場合、締結されたことにより警察から連絡があるとのことでしたが、大阪府で起こった事案に限るのか、全国の都道府県で起こったことも連絡いただけるのでしょうか。

教育推進課課長

基本的には大阪府警と連携協定を結んでおりますので、大阪府内の事案では情報をいただけると思いますが、他府県とは連携協定を結んでおりませんので、大阪府警が他府県に連絡を取ったうえで、

大阪府警を通しての情報共有になります。

教育長 他にございませんか。

教育委員 これは報告案件ですが、締結される前に教育委員会に議案として諮っていただくということはできなかったのでしょうか。

教育子ども部部長 教育長に対する事務委任規則というものがございまして、「教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する」ということになっております。要するに教育長に対する事務委任規則第一章に掲げるものについては、教育委員会にかけていかなければならない、ということなので、それからすると教育委員会議にかける事案ではないものでございます。

ただ、事案の今回の内容も含めて、事前に今後をご説明させていただいたうえで、事務をすすめてまいりたいと考えております。

教育長 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長 ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

第5号報告「平成30年度大阪府中学生チャレンジテスト（中学1、2年生）の結果の公表について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事 第5号報告「平成30年度大阪府中学生チャレンジテスト（中学1、2年生）の結果の公表について」ご報告申しあげます。

平成31年1月10日（木）に、中学校第一学年、及び第二学年を対象に大阪府中学生チャレンジテストが実施されました。

このたびは、島本町全体の調査結果概要を報告し、公表する内容について議決を得るものであります。

資料の1枚目が中学1年生の調査結果及び分析、2枚目と3枚目が中学2年生の調査結果及び分析の概要となっております。

1年生は国語、数学、英語及びアンケートが、2年生は国語、社会、数学、理科、英語及びアンケートが実施されました。

教科別の調査結果については、1・2年生とも、すべての教科において、府の平均を上回る結果となっております。特に、1年生も2年生も英語においては、府の平均を10ポイント以上も上回っており、英語教育推進リーダーを中心とした英語特例校としての成果

が現れております。

また、アンケートにおきましても、「英語の授業の内容がよく分かる」と回答した1年生は84.1%、2年生は78%と、高い数値を示しております。なお、中学3年生卒業までに英検3級程度の力の獲得を目指すという大阪府の目標がございますが、50%の目標値に対して、島本町は今年度の12月末時点で69.88%を達成しております。合わせておしりおき下さいませ。

中学校二年生のアンケートでは、「社会の授業内容がよく分かる」の項目が82%と最高値を示しました。これは、各校とも新聞教育の実践指定校に申請し、生徒の関心意欲を高め、資料を読み解きながら、仲間と議論を行う、主体的・対話的で深い学びの実践を行ったことも要因として考えられます。

本調査結果につきましては、内容についてのご可決を得た後、地域・保護者への説明責任を果たしてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、チャレンジテストに係る本町調査結果概要の説明といたします。よろしくご承認賜りますようお願いいたします。

教育長

ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

教育委員

今回も分析等の項目に総評を入れていただいて、とてもわかりやすく参考になります。1年生の分析等に「わかる授業づくり」とカッコ書きにしてありますが、題目のテーマがあるのでしょうか。内容について説明いただけたらと思います。

教育推進課参事

学習指導要領の改正を受けましての指導期間でございまして、全国的に、主体的で対話的で深い学びの実践を今後行っていかなくてはならない、という教育の方向でございます。考えたくなる設定、そして、その課題を仲間と対話を通じて深めていく、今までの先生からの一方通行的な教育ではなくて、双方向的な教育を、ということで、「わかる授業づくり」とカッコ書きで示している、ということでございます。

教育長

学習指導要領にそういう項目があるのですか。教育推進課で考えた内容なのですか。

教育推進課参事

カッコ書きの「わかる授業づくり」という言葉は、学習指導要領にはございません。「わかる授業づくり」という言葉はありますがカッコ

書きではございません。フォーカスをあててカッコ書きとさせていただきます。

教育長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

第6号報告「平成30年度春季休業日中における児童生徒の指導について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事 それでは第6号報告「平成30年度春季休業日中における児童生徒の指導について」説明申しあげます。

資料1枚目の通り、平成31年3月8日付島教第1801号にて各学校長に対して、春季休業中における児童生徒の指導について、その指導が適切に行われるよう、本文書にて通知いたしました。

資料3枚目の大阪府教育庁からの通知文も併せて通知しました。

資料2枚目ではいじめ被害・加害、不登校傾向や非行等、生徒指導上特に配慮が必要な児童生徒に対して、きめ細やかな引継ぎを行うこと、欠席が長期にわたる児童生徒への支援方法や対応について、教育センター及び関係機関を含めた検討を行い、新学期のスタートがスムーズに切れるよう、万全課題として示しました。

このたびは、進学や学年の進級を機に、携帯電話をあらたに所持する児童・生徒が多くなると予想されることから、児童・生徒が、ネット上の犯罪被害に巻き込まれないために、適切な対応ができるよう指導する事、携帯電話やスマホ等の利用に起因した、生活リズムの崩れやトラブル、事件に巻き込まれないよう、ルール作りやフィルタリングの加入について、啓発を行うよう示しました。

また、部活動についても、活動中は常に児童・生徒の健康状態を把握し、事故を未然に防止するため、活動時間に配慮する等安全第一の指導を徹底するよう、明示いたしました。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

教育長 ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

第17号議案及び第7号報告につきましては、人事案件であること

から、教育委員会会議規則第15条の規定により、秘密会とすることとしてよろしいでしょうか。

賛成の方の挙手を求めます。

(委員挙手)

教育長 賛成が出席者の3分の2を越えておりますので、第17号議案及び第7号報告につきましては、秘密会とすることに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(傍聴者退室・資料配布)

教育長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第17号議案「事務局職員人事について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育子ども部長 [事務局職員人事について説明]

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。第7号報告「教職員（一般職）人事の臨時代理について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

次長兼教育総務課長 [職員（一般職）人事の臨時代理について説明]

教育長 ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

この際、暫時休憩いたします。

(資料回収)

教育長 休憩前に引き続き、会議を開きます

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成31年 第4回教育委員会臨時会を閉会いたします。